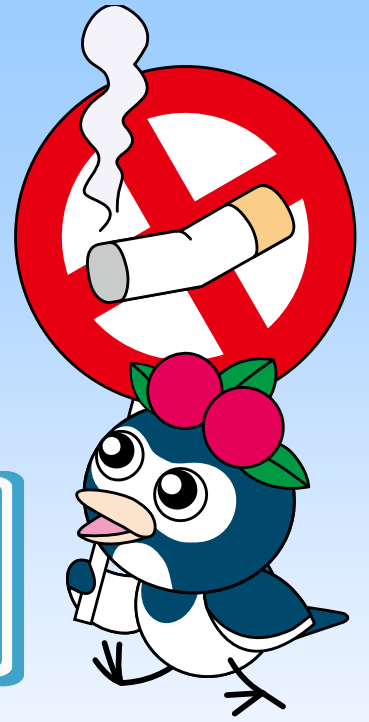


Q 「高知市歩きたばこ等の防止に関する条例」とは？

歩きたばこは、周囲の人の身体や衣服にたばこの火が当たる恐れのある迷惑で危険な行為です。
そのような被害を防止し、市民等の健康と安全を守るために、「高知市歩きたばこ等の防止に関する条例」が施行されました。



「歩きたばこ等」ってどんな行為ですか？

道路、公園、広場など屋外の公共の場所でたばこを吸ったり、火のついたたばこを持つことです。歩きたばこはもちろん、自転車・自動二輪車などに乗りながらの喫煙も含まれます。

Q 禁止区域ってどこ？

平成 23 年 4 月 1 日から高知駅周辺、追手筋、中心商店街周辺、高知市役所周辺等が禁止区域となります。



Q 市内全域で歩きたばこは禁止されますか？

市内全域で歩きたばこはしないように努めてください。
禁止区域では歩きたばこをしてはいけません。
区域外でも、ポイ捨てはもちろん、周りの人に迷惑や危険を及ぼさないよう喫煙マナーを守ってください。

Q 禁止区域で歩きたばこをしたら罰則はありますか？

違反者を取り締まることが目的ではないので、高知市では条例に罰則は設けていません。迷惑行為をなくして、一人一人がマナーを守り、歩きたばこをしないようにしましょう。

Q 携帯灰皿を使ったら禁止区域で吸ってもいいですか？

周りの安全が確認できる場所であれば、携帯灰皿を使って立ち止まって喫煙できますが、周りへの配慮をして、迷惑や被害を与えてしまう喫煙は絶対にしないで下さい。

